

介護現場の現状と課題（3）

東海社会福祉科学研究所

大北 秀雄

「訪問介護サービス」の留意点等を前回に引き続き説明します。

（7）訪問介護サービスの実施に当たっての準備

訪問介護職員が適切なサービスを提供するには、事業所としてのマニュアル整備が必要です。

①基本的な事項の了知

- ・ 居宅サービス計画書の理解
- ・ 訪問介護計画書の理解
- ・ 手順書の理解と内容確認
- ・ アセスメント等の確認

などを行うことが必要です。

②利用者、家族に関することがらの事前整理

- ・ 利用者宅の間取り
- ・ 駐車場
- ・ 出入り口
- ・ 利用者、家族の注文

などを事前に整理することが必要です。

③サービス提供責任者との調整

- ・ 記録の仕方
- ・ 緊急時の対応
- ・ 連絡方法
- ・ 利用者、家族からの要望、質問などに対する処理
- ・ 利用者、家族への連絡事項の処理
- ・ 計画書等に基づくサービス提供の実施に関する疑問などの処理

などを調整していくことが必要です。

④関係書類への記載、整理

- ・ 様式の種類
- ・ 記載方法
- ・ 記載時期
- ・ 疑問等があった場合の処理方法

などを明確にし、了知することが必要です。

※

上記内容を理解し、サービスの継続性を考えていくことは基本です。

介護は、一事業所のみで行なうものではありません。通所サービス、ショート、訪問看護などの介護保険サービスを利用して、居宅で生活されるものですし、家族の援助もありますので、そのことに注意し適正なサービスを実施する必要があります。また、医療との関係も深く関わっていますので注意することも求められています。